

子母発 0627 第 1 号
令和元年 6 月 27 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」の
「議論の取りまとめ」の送付及びこれを踏まえた取組の推進について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

妊産婦に対する健康管理の推進や、妊産婦が安心できる医療提供体制の充実などの課題について検討を行うため、平成 31 年 2 月より「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」を開催し、今般、今後の妊産婦に対する保健・医療体制の在り方について、取りまとめたので送付する。

「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」の「議論の取りまとめ」の母子保健に係る要旨は下記のとおりであるので、貴職におかれては、ご了知の上、関係部局、貴管内市町村及び関係団体等に対して広く周知し、関係機関の一層の連携により母子保健行政の推進等に関し、本取りまとめを踏まえ、これまでの取組についての徹底や、より積極的な取組をしていただくようお願いする。

記

1. 妊産婦に対する相談・支援について

（1）妊娠前・妊娠中の相談・支援及び健康管理について

- すべての妊産婦・乳幼児等を対象として関係機関が連携し切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターは、妊産婦等に広く知って活用してもらうため、あらゆる機会を通じて、周知・広報を行っていく必要

がある。具体的には、妊婦が妊娠中から出産後や子育てのイメージを持つことができ、妊娠・出産に対する意識を高めることができるようなパンフレットの作成や、一元的な連絡先を記載した媒体の活用などを通して、妊産婦が子育て支援センターを身近に感じられるような支援の充実をお願いする。

- 妊娠前を含め、妊娠・出産にあたっての適切な栄養・食生活に関する正しい知識の普及について、「働く女性のためのヘルスケアブック」(平成30年度子ども子育て支援推進調査研究事業)などの活用をお願いする。

(2) 産後の相談・支援について

- 母親と子どもに対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心した子育てができるよう支援するため、産後ケア事業について更なる取組の充実をお願いする。
- 産後の悩みの上位にあげられる授乳に関しては、本年3月に作成した「授乳・離乳の支援ガイド」を活用いただきながら、自治体における相談支援の充実をお願いする。
- 妊産婦のメンタルヘルス支援については、日本産婦人科医会作成の「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」(平成28年度子ども子育て支援推進調査研究事業)を用いて、多機関の連携を図るとともに、相談支援者の育成をお願いする。

(3) 支援を必要とする女性の相談・支援について

- 若年の妊婦や特定妊婦と疑われる方については、それらの妊産婦の把握や、支援の輪の形成が重要である。予期せぬ妊娠や社会的に支援を要する妊産婦等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいては、適宜、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関と連携し、支援が必要な方への適切なフォローをお願いする。また、本年度予算から、SNSを活用した女性健康支援センターの周知・広報や、特定妊婦と疑わしい者に対する産科同行支援への補助を実施しているので、活用をお願いする。

2. 妊産婦に対する医療提供の在り方について (妊産婦の口腔健康管理)

- 妊娠中は、むし歯や歯周病が進行しやすく、早産や低体重児出生と関連

するとの報告もある。そのため、両親学級等を通じて、口腔の健康の推進を図ることの重要性やむし歯・歯周病の治療に関する歯科医師への早めの相談について、妊婦にむけた周知・啓発をお願いする。

3. 妊産婦に対する連携体制の構築について

(1) 妊産婦に関する行政機関と関係機関の連携について

- すべての妊産婦・乳幼児等を対象として切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターについては、令和2年度末までの全国展開を目指している。一方で、平成30年4月1日時点の設置市町村数は761、設置箇所数は1,436であり、都道府県別の子育て世代包括支援センター実施率については別紙の通りである。都道府県においては、子育て世代包括支援センターの設置促進に向けて、保健所を通じて市町村職員対象の研修会を開催するなどの様々な市町村支援を行っているところもあり、その対応には現状偏りがある。今後は、①都道府県から市区町村への設置支援、②複数の市区町村による運営に向けた調整支援などをお願いする。
- 特定妊婦に限らず、健康上のリスクを抱えている妊産婦や、不安を抱えている妊産婦が里帰り出産や転居などで移動をする場合に、顔の見える関係を作った切れ目のない支援につながるよう、継続的な支援体制の充実や、妊産婦の許可が得られた場合には、自治体間での情報共有の仕組みの充実をお願いする。また、転居先への市町村へ情報提供し、継続した支援を依頼することや、乳幼児健康診査未受診、予防接種を受けていない家庭等への対応については万全を期すようお願いする。
- 平成30年度に精神疾患を合併した妊産婦（ハイリスク妊産婦）に対して、産婦人科、精神科及び自治体の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価が新設されており、自治体の更なる積極的な参画をお願いする。
- 医学的にリスクの高い妊娠であって、かつ社会的に支援が必要な妊産婦について、包括的な産前・産後も含めた継続的な支援を充実させるため、産婦人科、産婦人科以外の診療科等の医療機関と、子育て世代包括支援センターを含む自治体等との連携の推進をお願いする。

(2) 母子健康手帳の活用について

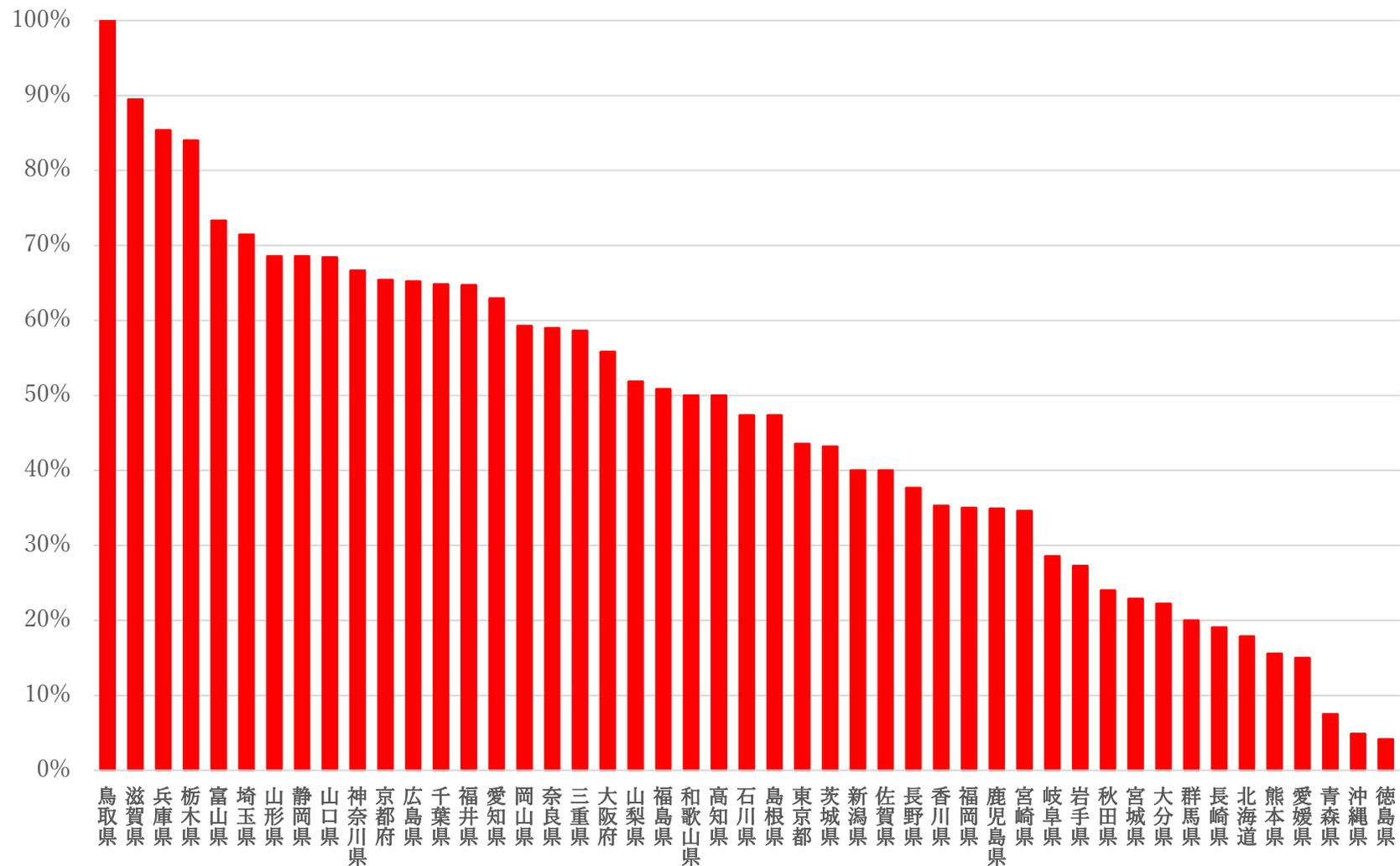
- 妊産婦に対する利便性を向上させるため、必要に応じ、母子健康手帳に、利用者がかかりつけ医療機関を記載することや、医療機関の受診状況を本人同意の上で、プライバシーに十分配慮しつつ医療機関が記載する活用方法があることなどを周知・推進するなどの対応をお願いする。
- 妊産婦の診療においては、特別な配慮が必要なことから、妊産婦に対し、
 - ・健康管理のために母子健康手帳を携帯し、薬局や歯科医院も含めた医療機関等へ提示を行うことや、
 - ・妊娠中や授乳中であることを示すことなどを促し、併せて、これらは妊婦本人の健康のために有用である旨をご理解いただくよう、母子健康手帳交付時に関わる保健師、助産師、産婦人科医等から、声かけをお願いする。

<参考>

妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会 議論の取りまとめ

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05127.html

都道府県別の子育て世代包括支援センター実施率（※）（平成30年4月1日時点）



※ 子育て世代包括支援センターの実施率は（設置市区町村数） / （管内市区町村数）で算出（母子保健課調べ）